

Title	二条良基の除目説(下) : 撰関家説の伝授をめぐって
Sub Title	
Author	小川, 剛生(Ogawa, Takeo)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1995
Jtitle	三田國文 No.23 (1995. 12) ,p.1- 9
JaLC DOI	10.14991/002.19951200-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19951200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

さらに、この年冬の京官除目では、執筆の人選以下の事をめぐり複雑な動きがみられた。これは当時の良基の北朝宮廷に於ける位置を考える上でも興味深い出来事なので、執筆の決定から除目当日までの経過を、『園太曆』および近衛道嗣の『後深心院関白記』をもとに再現していつてみたい。

十一月七日、後光厳天皇は右大臣道嗣に執筆を命じたが、道嗣は辞退した。そこで天皇は、権大納言西園寺実俊をその役にあてることにした。

実俊は公宗の嫡男、母は日野名子である。公事に不案内なことでは定評ある人物であつたらしい(後愚昧記 貞治二年正月七日条ほか)。しかし天皇の寵は厚かつた。

早く父を喪つた実俊に種々後見を加えていたのは洞院公賢であつた。一女を実俊の室としてゐる(園太曆 貞和元年三月十六日条)。公賢はこの年既に六十九歳で、四月に出家して空元と号していた。

十一月二十二日、道嗣は公賢の息実夏から伝えられる旨があつた。『後深心院関白記』に、

京官除目来廿八日云々、執筆西園寺大納言可勤仕云々、就之洞院^{大夏}大納言種々有被命旨、不甘心之趣也、西園寺可受入^{公賢}道相国^{公賢}之説云々、然者弥不可被貽所存歟、所詮彼父子不快之間於事如此歟、莫言々々、凡者西園寺以外未練之仁也、勤仕甚不審、但累家之余慶不能左右歟、

と見える。実夏は、女婿道嗣に対して、実俊に除目説を教授するように求めたらしい。道嗣は公賢がなすべき事だ、と不快感を露わにしている。

二日後、今度は公賢の書状が到来した。実俊は公賢の説を受けるとは言っているが、今なお無沙汰である。除目までもう日数がない。公賢の邸で習礼を行うからどうか来て欲しい、という内容であつた。道嗣は気乗りしないままに「随事躰可構試之由」を答えたのみであつた。

十一月二十五日、漸く実俊は公賢のもとに来て、「除目事不審条々」につき質問して帰つていった。心配した公賢は二十九日に、「京官除目執筆作法次第一巻」をわざわざ作成して贈つたのである(園太曆)。

ところが、十二月二日になつて実俊は公賢に意外なことを知らせて来た。

二条大閤口伝等少々可示給候、可入来之由被送状候之間、可罷向歟之旨思案候、然而未存定候、

良基が実俊に、除目の説を授けてやると誘いをかけたのである。公賢は、

二条辺御問答承悦候、何様にも真実御習礼以前、一兩度も申承之条可然候哉、

などと返答したが、内心頗る穏やかではなかつた。しかし同五日、実俊は良基の許に向い、除目の説を教授された。

その日の晩、実俊は洞院家の除目習礼に現れた。公賢はさすがに実俊の無節操な態度に辟易したらしく、『園太曆』にここに到るまでの経過をぶちまけた。長文なので、記事前半の内容を要約して示す。

実俊は公賢の除目説を受ける事を懇望したが、公賢は当初出家の身である事を憚つた。そこで道嗣に実俊の指導を委ねるこ

とを考えたが（『後深心院関白記』に見た通り）よい返事がないので、女婿の前関白一条経通に付けて、一条邸で習礼をさせようとした。それでも実俊は、公賢が簾中で意見を述べ、実夏が沙汰すれば洞院家で習礼を行うのに子細なしと願ひ、経通も京官の執筆を勤めたことがないのを理由に断つてきたので、やむなく公賢は自邸で習礼を行うことに決したというのである。

そんなやりとりが交わされている間に、良基が実俊に自説を授けようともちかけた。良基の割り込みにも公賢は憤懣やるかたなかつたが、そこには別に後光厳天皇の意向が働いていたというのが、公賢の推測である。

而向二条前関白之条、頗不得其意之由、内々（経通）一条所存歎云々、
為時宜之上者無力事歎、二条此間対諸人之所存、皆以称弟子褒美、無其儀人事輕慢也、就中今度此卿執筆以外訕謗、
就其主上御鼻肩之余、可向彼辺之旨被仰歎、是愚推也、

実俊は「以ての外の未練の仁」であつた。先達の指導宜しきを得なければ、到底執筆の役を勤めおせられないことは誰の眼にも明らかであつた。

この頃の良基と西園寺家の関係を窺うべき史料は乏しいが、実際に失態があれば、良基はいよいよ激しく実俊を嘲弄するに違いない。大閤の良基からそのような謗りを受けるのは、公事に無能という烙印を押されるに等しく、大臣を目前とした実俊の前途を阻みかねないのである。

本来実俊は公賢の指導を仰ぐべき立場にあつた。しかし、後光厳はこれらの事情を勘案し、公賢の気持ちをふみにじるのを承知で、敢て実俊を良基のもとに向かわせ、その説を受けさせ

たのであろう。これに良基が甚だ満足であつたことは想像に難くない。

道嗣が実俊への伝授に甚だ消極的だつたのも、もし自説を授けて実俊が失態を犯せば、良基の恰好の攻撃材料となり、自分にも難が及びかねないと判断していたからであらう。

一連のごたごたが、老病で弱つていた公賢の神経をいかに苛立たせたかは察するに余りある。また後光厳朝の複雑な人間関係を垣間見させるに十分である。良基は「諸人の所存に對へて、皆以て弟子と称し褒美す、其の儀無き人の事輕慢」すると非難されているが、十二年後の応安四年にも、後光厳院の御前で内大臣勤修寺経頭の作法を散々に嘲弄した。勤修寺流は代々撰関家の家礼であつたが（吉口伝）、経頭は転法輪三条公忠の教えを請ひ、拜賀次第を授けられたからである。恐らく後光厳には、自説に従わない公家を「輕慢」する良基の性癖に困惑させられた経験が何度も存したのであろう。

それにしても、公賢に弾指される程、良基が「自説の売り込み」に熱心であつた理由は何であらうか。実俊は以前から公賢に師礼をとっていた。そこに良基が割り込む為には、相当の自信と実績がなければ不可能であらう。前に久我通相に触手を伸ばして失敗した一件にも触れたが、たしかにこの頃の良基は多くの公家を自説に従わせようとしていたらしい。それが、有職家としての権威を一層高めることにつながるのはいうまでもない。そして、良基以前の撰関には、このように自説の伝授に積極的であつた人はおらず、撰関と公事との関係の、新たな展開としても注目に値しよう。

この京官除目でも、間接的ながら良基の除目の説と公賢の批判を確認できるので、いささか考察を加えてみたい。

この除目は一夜の儀で、十二月九日に行われた。良基も参内、実俊を扶持した。翌日実俊は公賢に「除目無為果遂、為芳恩之内至極云々」と教命の恩を謝し、ついで大間と成文を送り、疑問点を尋ねてきた。その中に「相博尻付春季二可被注事」という一条があった。

まず、申文を引用する。

可勘合否〔件〕去文和三年給藤井房永任阿波目、当年給藤井春季任越中守、而各任符未出、

從七位上藤井宿禰房永

望越中目

從七位上藤井宿禰春季

望阿波目

右去文和三年給、以件房永請任阿波目之处、依身病不能著任、爰当年給、去三月以件春季、雖申任越中目称非本望、未給〔職〕府、而彼兩人各依有事縁、令相博、国、共可赴任之由望申之、倩案旧貫、以所、之官令相博者、明時之恒規也、然者早以彼兩國可被改任之状、所請如件、

延文四年十二月九日正二位行権大納言兼陸奥出羽按察使藤原朝臣実繼

実繼は文和三年の当年給で阿波目に藤井房永を申任したが、房永は病により任地に赴かなかつた。一方今年三月の除目で、やはり当年給により藤井春季を越中目に申任したが、本望に非ずと称して任符の受け取りを拒否している。この兩名は所縁があり、お互いの任国を交換したいと希望しているので、とりはか

らっていたきたい、という内容である。

この申文をうけて実俊は大間に次のように記入した。

越中目 藤井房永〔按察使藤原朝臣文和三年給、與去三月所任、春季相博〕

阿波目 藤井春季〔按察使藤原朝臣当年給與文和三年所任、房永相博〕

公賢はかねて実繼の申文を一見しており、この尻付は公賢の意見によるものであつた。しかし良基はこれを見て「不可然、只與某相博、定事也、其外不可載委細」と命じた。さらに実俊にその証拠として「尻付抄本」なるものを示した。

此上勿論歟、但彼抄自解事歟、延喜有例之也〔職〕被示云々、三年・十三年有此尻付〔中〕云々、又兩人相博、端一人付之、

奥人不尻付、是又彼例云々、此事非執筆仁歟、彼所命不能左右哉、

すなわち、房永の方にのみ、

越中目 藤井房永〔與藤井春季相博〕

と尻付し、阿波目の藤井春季に尻付は必要ない、というのが良基説である。

良基が示した「尻付抄本」とは、「大間成文抄」と考えられる。卷八の「相博」の項に左の如くある。

〔寛平十二〕 玄蕃大允正七位下藤原朝臣善基與多治高助相替〔時平〕

伊賀掾從八位下多治真人高助〔與藤原善基相替〕

〔延喜二〕 中務少主鈴從七位下長岑宿禰利用〔與柿本利見相替〕 肥後權少目從七位下柿下朝臣利見〔同〕

〔延喜十三春〕 木工權少屬從七位下勝用行

播磨權少目從七位下秦忌寸保里與勝用行相替

〔貞仁公〕

良基の除目説の内、執筆の進退は「春除目抄」に忠実に基づ

いていたのを指摘したが、尻付の書様についても、やはり良経の『大間成文抄』を尊重した事が確認でき、貴重である。

実俊は良基に教えられた通りに尻付したが、公賢は承伏でできなかった。わざわざ「相博尻付事者、非自身失歟」とことわっている。公賢はここでも良基の説に対して、遙かな古儀を尊重するあまりに近代の慣例から逸脱する違和感を覚えたからであろう。

十二日に、実俊は謝礼として公賢に「蟾螂一疋」を贈り、さらに除目執筆を賀する勅書と良基書状を示した。良基は、

京官初度儀無為、朝家慶候、就中御右筆毎事周備、云御進退云大間面、無違失之条、令悦眼外無他候、折節祇候簾中、本望此事候、

と、まず実俊を褒めちぎり、問題となった相博尻付についても「相博尻付事、延喜以来度々相叶古賢所存候歟、其興候」と述べ、実俊が自説に従ったことに深い満足感を表している。

十七日に、公賢へ勅書がもたらされた。「京官除目并執筆諷諫、御感之由」を伝えるものであった。公賢の感情を気にしての慰問であろう。さすがに公賢も返書では、「心ハかりは織芥をのこし候ハす、伝受の心ちにて候し程ニ、そのたひの無為身にとり候てハ、老後の眉目なる心ちとて、前博陸も参合せられて、なをさりなく扶持候けるよし承候程に、かた／＼心やすくよろこひ存候、」と穏やかに述べている。

この京官除目執筆をめぐる動きを通観して思うのは、これまで一世の有職と仰がれた洞院公賢の影響力の終焉である。実俊も最終的には良基に靡いたのである。ここに至って良基は朝廷

内で公賢にかわる立場を占めたといつてよい。公賢の薨去は四ヶ月後に迫っていた。

六 おわりに

1

近年の良基研究は、彼が必ずしも心底から公家文化の伝統を死守しようとした人ではなくて、新興の武家勢力の意を迎えんとすれば、公家の伝統や故実を無視するのも敢えて辞さなかった、旧儀破壊者の面を重く見るようである³⁾。

但しこれは、良基の言動に対する批判の横溢する『園大曆』『後深心院関白記』『後愚昧記』を利用すれば、必然的に得られる結論でもある。記主たちは深く故実に通じており、いずれも南北朝時代の名記と称して恥じないが、こと良基に関しては公平を欠くのは避けられない。主として批判者の側の史料に依拠したこれまでの伝記研究と、そこから導き出された故実不案内・旧儀破壊者とする見解はあまりに一方的であり、再考の余地がある。『園大曆』によれば、良基の除目説は僻案・異様と見えてしまうが、公賢の批判は、かつての撰閲家説と花園説との対立の次元を基本的には越えておらず、良基の失策を的確に突いているとは言い難い面もある。

本稿で纏説した通り、良基の執筆作法と大間書様には、ともに九条流の家説を墨守する姿勢が鮮明であった。また、父道平の先蹤を重視する意識も強いようで、良基にとり道平がかなり大きな存在であった点が改めて浮かび上がる。

南北朝時代に屹立する二人の公家政治家、二条良基と洞院公

賢の対立関係、またはその公事説の相違を正しく把握するには、本来ならば彼らと同様の深基なる知識を必要としようが、一知半解である事を承知しつつ、この点をまず考察してみたい。

良基が拠った『大間成文抄』『春除目抄』は、建久年間の編纂であり、実例として引かれた諸申文・大間・記録類は、前者が昌泰元年（八九八）―建久七年（一九六）、後者が長徳二年（九九六）―建久七年（一九六）の期間に、それぞれ属するものである。

つまり、良経の除目抄は延喜・天曆以後、ほぼ撰閲家の最盛期を規模にしているのである。これは良基の志向とも重なり合う。良基は、道長・頼通・師実といった、偉大な先祖たちを強く意識し、その執政を理想としたが、とりわけ除目に就いては撰閲家の説を継承していることに強烈な自負を抱いていた。自ら「且法成寺入道公長以来十四五代の除目に相続して執筆を勤仕する条於于今者愚翁計也」と述べている。良基の、「如所存興行公事」という願望は、撰閲家全盛期の執柄たちの業績に対する敬慕の念と不可分であったと考えられる。

良基の除目執筆作法は良経の除目抄に示された古儀を遵守せんとするものであった。大間のスタイルも尚古風と言つてよく、そのため異説と見られたのである。他の朝儀に於いても、良基には、正儀を尊重する余り、朝廷の実情や近代の慣習を軽視する性急さがしばしば見られた。こういう良基の尚古主義は、公賢に対して「流布除書少々相違大間之本見及事候き、奇異事候哉」という謙遜を、実俊に対して「延喜以来度々相叶古賢所存候歟、其興候」という賞賛を吐かせたのであった。

これに対し、公賢は、有職故実に通ずるとともに、多方面に亘る諮問に即応して的確な先例を引き出す聡明さも持ち合わせたことで、両統から重用されてきた宿老である。彼の『魚魯愚鈔』は当時のあらゆる除目説を網羅した大著であり、単純に比較は出来ないが、花園説は院政期の発生であり、そこに引かれた任例は鎌倉期に重点がおかれ、実泰・公賢二代の執筆例も豊富である。

従つて近代にはその例を見ない「内給一分代内舍人」「子息二合任衛門尉」「相博尻付」などを次々と張行する良基に、後二条院以来七代の朝に歴任した公賢が不審と反発を抱くのも当然であろう。両者の意見の参差は、およそこのような事情に起因していると見るべきで、良基の説自体は決して誤りとはいえず、むしろ撰閲家説をよく体現し得ているのである。さらに言えば、良基が若年期から自らの持論とする古儀復興を単なる王朝盛代への憧憬に終わらせず、公賢らの反感をもとめせずに実地に示そうとしていたところに、強い興味を抱かせるのである。

2

ところでその公賢ですら、一条経嗣が吉田兼頼に語つたところによれば、除目執筆十数度に及んでなお過失を犯したので、ついには永く執筆を断念したという（吉田家日次記 応永十年正月十日条）。ことほどさように除目の執筆とは困難を伴うものであり、若年者の場合、なおさら先達に扶持されること が求められた。

春秋除目の執筆は、清華家以上の公家が勤めるのが常儀であ

る。撰閑家の場合、閑白就任以前という条件もあって、比較的若い頃に廻ってくる。この時代、除目執筆を勤めていない者は撰閑の資格なしとされることさえあった。『康富記』応永二十五年（一四一八）十一月十八日条、一条経嗣が閑白在任中に薨去した記事の中に、

閑白事鷹司殿前右府御所望云々、是又御理運之段勿論也、或説、右府、叙位除目執筆未令勤給之間、殿下事如何哉云々とある。右大臣鷹司冬家（五十二歳）は年齢からしても最後の機会で、後任を懇望していたにも係わらず、執筆を勤めていなかった事が障害となり、ついに撰閑になれなかつたのである。

清華家の場合も、除目執筆が、廷臣としての能力を試されるという事情は同様である。興味深いのは、前節で取り上げた延文四年の西園寺実俊の如く、本来花園説に拠るべき閑院流の諸家が、撰閑家の除目説を受ける現象である。さすがに閑院嫡流の転法輪三条家は室町後期にも家説を維持していたが、分家の正親町三条家は、実豊が嘉慶元年（一三八七）正月二十八日、縣召除目執筆を勤めた際に良基の説を受け、爾来この家の人は二条家の説に従つた。『実冬公記』同年正月七日条に、転法輪三条実冬が黒戸に於いて良基と交わした興味深い公事に関する言談がいくつか記されている。問答は実冬の舅祖実房の事に及んだ。

此入道左府ハ大有職也、人称其説閑口云々、此記イカ程候ヤラン、予云、被自抄物等所持也、被尋云、正親町前内府モ相伝歟、申云、此記ハ疏流一切不可持、

正親町三条家に於ける実房の日記『愚昧記』の所在を尋ねてい

る裏には、実豊への除目説伝授を控え、探りを入れたとも解せるが、それにしても花園説の大成者である実房に対する良基の意識が痛いほど感じられる記事である。

良基の実子成恩寺閑白一条経嗣（一三五八〜一四一八）はやはり有識拔群と謳われた人物であつたため、さらに事態は進展し、徳大寺公俊・西園寺実永・洞院実信・正親町三条公雅らがこぞつてその弟子となり、除目・節会以下の枢要な公事説を授けられている。

このように南北朝前後から、閑院流の諸家が花園説などの家説を捨て、撰閑家の説に従う現象が起き、しかもそれは主として撰閑家の側の働きかけで行われている。撰閑家は既に外戚でなくなつて久しく、その権威を低落させていたのは今更述べるまでもないが、彼らは公事有職の指導者となる方面に活路を求めたのであろうか。鎌倉期の撰閑にも、例えば（上）で触れた鷹司基忠と洞院実泰の如き師弟関係は見いださうが、良基ほど公事の説の伝授に積極的であり、かつ最もよくその効果を知つていた人はいなかつた。

後年、將軍足利義満の公事有職の師範を良基が買つて出た下地は、既に準備されていたとみるべきである。康暦元年（一三七九）正月、義満は白馬節会を良基の手引きで見学してから（迎陽記）、公事に強い関心を抱き、良基の懇切な指導を受けて永徳二年（一三八二）の元日節会に内弁として参仕し（荒曆）、以来節会の内弁を勤仕する事十九度に及んだ（福照院閑白記 応永十年十一月十五日条）。義満が故実典礼にやかましい公家社会に進出して、あれ程速やかに朝政を壘断出来たのは、

一つには良基のこの方面の指導宜しきを得た故とされている。さすがに叙位除目の執筆を勤めることはなかったが、永徳三年三月二十六日、良基の直廬で義満が縣召除目を見物している事実は注目される（荒曆）。

このような把握はあまりにも常識的に過ぎるであろうが、良基の血脈に連なる二条・一条両家の摂関に於いては殊更に、朝幕の要路から有職故実の師表として仰がれることを使命としていた感を受ける。もはや詳述の余裕はないが、良基の除目説は二条・一条に各々受け継がれ、両家間でその正統性をめぐる対立も早くから生じた。一条経嗣・兼良父子および二条持基・持通父子ら、良基の後継者たちの公事説を検討すべき必要を感じている。例えば三条西実隆は二条持通の忠実な公事弟子であり、除目に限らず、良基の説が後世の有職字に与えた影響もかなり大きいのである。この点を今後の課題とし、長きにわたった複雑なる稿を閉じたい。

注

- (1) 国立歴史民俗博物館蔵。二巻。通相が康安二年（一三六二）九月に叙位の次第先例を編纂した書。
- (2) 『後愚昧記』 応安四年（一三七七）五月十七日条、および附帯文書「応安三年同四年内大臣故実文書」参照。
- (3) (上) 注2、伊藤氏御著、一〇八頁。百瀬今朝雄氏「二条良基書状―世阿弥の少年期を語る―」（『立正史学』六四、昭六三・九）はより具体的に、「公家社会に於いて悪しきものと観念されていた新儀を案出実行していった」事例が指摘されている。
- (4) (上) 注7 吉田氏論放の調査による。
- (5) 『思ひのままの日記』に、良基自身の事として、
 - (6) 大殿も建久・元弘の例にたがはず、三度の再任して世のさいはひ人のためしにいひたてらる。宇治の関白・京極の大関にもたまざり侍らんかし。
と語られている。
 - (7) 広本系「原中最秘抄」、「揚名介」注釈記事中の、行阿宛貞治四年六月三十日付御教書。拙稿「二条良基と揚名介―除目の秘事、および「源氏物語」の難義として―」（『三田國文』二二、平七・六）参照。
 - (8) 康永二年四月十一日付、良基自筆「金剛般若波羅密經」奥書（興福寺蔵）の、宿願十ヶ条の一つ。引用は大日本史料六ノ八による。良基が初めて関白となった貞和年間だけでも、次のような事例を指摘する事が出来る。
 - ・ 天皇の咳病により県召除目の延否を議す。良基、押して行うことを決す（師守記 貞和三年三月二十七日条）
 - ・ 四天王寺合戦の直後の故、踏歌節会への出御の当否につき諸問あり。良基、兵革の内と雖も、諸公事を省略すべからざる旨を主張（園太曆 貞和四年正月十四、十五日条）
 - ・ 崇光天皇の即位行幸日が往亡日に当たり、良基・公賢に勸問あり。公賢は憚るべき旨を申すも、良基、往亡日に移徙の例あり、准えて行うべしと答える（園太曆 貞和五年十二月十三日条）
 - (9) このような例は枚挙に遑がないが、良基の外祖父に当たる内大臣西園寺公顕は、四十四歳時の縣召除目執筆を女婿の関白道平に扶持されながら勤め「関白例高声每事教之、頗見苦、兼日無所學歟如何、非鯉君者執筆不可叶歟」（花園院宸記 正和六年三月二十七日条）と嘲られた。
 - (10) 『実隆公記―除目記・文明十二年（一四八〇）三月二十九日条、執筆内大臣大炊御門信宗が円座に着する時に裾を繕る作法につき、不引口自左右繕之、是三条家説云々、今度内府実父入道左府悉令諷諫給云々、大炊御門両三代除目執筆中絶、一向今度被受左禪府之家説、珍重々々、

と、父実量から花園説を授けられた事が判明する。この作法については(上)第二節参照。

(11) (上) 注10吉田氏論攷が紹介した、宮内庁書陵部蔵『除目次第私抄』第一冊、三条西実隆識語によれば、正親町三条家では、家祖公氏以来、転法輪三条家の除目説を受けたが、実躬(一二六四—一三二五)が初めて西園寺公衡に師事し、実隆は「爾来建久左大臣殿御説不伝之、雖無念不及力事也」と述べている。三条西家は、実隆の父公保が二条持基の弟子となったことで、この次第を授けられた。

(12) 『荒曆』応永十三年(一四〇六)三月十一日条、七月十七日条、十四年正月五日条、『建内記』文安四年(一四四七)正月二日条。経嗣は、『荒曆』応永十三年正月六日条で、執筆内大臣満基(良基の孫)の作法を厳しく批判した。その一つを掲げる。

膝行事、当家二条有相伝之秘説之由故大閣良基被称之、隨而予受彼説初度千時京官除目執筆之時用彼儀了、其後脚病無術、進退不合期之間如常膝行、今度執筆作法又如恒、不知我家説、未口伝之段不能左右、不便々々、

経嗣自身も永和元年(一二七五)十二月に京官除目執筆を勤めた際に、実父良基から説を教授された事が分かるが、この膝行説は、良基の『雲井の花』(貞治六年中殿御会記)に於ける、

関白は建保の例によりて序者たりと雖も位次に任せて是を置く。又直衣ふみくみ膝行あり。故太閤元徳中殿御参にこの作法侍るとかや。

という作法のことであろう。

(14) 『実隆公記』明応四年(一四九五)正月十二日条、

今日大染金剛院第三回忌也、仍精進、念誦、遺齋料近所道場了、公事門弟子大略當時一身而已也、報恩之志不淺而已、とある。持通との公事に関する問答も、文明十八年(一四八六)六月二十四日、延徳元年(一四八九)九月二十七日、同二年十二月二十八日条等に散見される。

※ (上) 補訂。

注(8)に、『魚魯愚鈔』巻第一「此事数々之説所見匪一矣、而先公庭訓、内・校・大・進、是円光院彈閏所命歟、院御書、或説外群書所載雖邂逅、偏守師説、父子二代之間数十度用此説了」を追加。

※本文中に引用した主な記録の底本は次の如くである。

園太曆・師守記・実隆公記・花園院宸記：史料纂集。後愚昧記・実冬公記：大日本古記録。光明院宸記・中院一品記：大日本史料。後光明照院関白記・荒曆：柳原家記録。薩戒記：東山御文庫本(史料編纂所写真帳(六一七三—一四八)による)。後深心院関白記：陽明叢書・記録文書篇(自筆本影印)。康富記：増補史料大成。魚魯愚鈔：史料拾遺。